6 松 農 林 第 3 8 6 号 令 和 6 年 1 0 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名		松浦市	
(市町村コード)	(42208)		
地域名		御厨 5	
(地域内農業集落名)		(竜尾川 3工区)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年8月1日	
協議の結果を取り	まとめた平月口	(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は圃場整備が完了している区域であり、水稲や飼料作物を中心に作付けされている。中山間地域等直接支払交付金事業の活用により保全管理はできているが、農業従事者の高齢化や減少により草刈りや水路管理などの労力確保対策が今後の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外の耕作者により耕作しており、遊休農地や荒廃農地が少ないことから現状を維持する。将来については後継者のいない農地ついては、地域内外の担い手へ集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		22.4 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全域が圃場整備区域なので、すべての農地を農用地として扱う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	農地中間管理機構を活用して、地域内外の担い手へ農地の集積を進めるとともに、農作業がしやすく、手間や					
	一般地平向音楽成構を活力して、地域内外の短い子へ振起の未積を進めることがは、展下来がしてすべ、子間で一時間などを減らすことが出来るように、担い手毎の団地化ついても併せて検討する。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	農業後継者のいない農家や引き続き耕作することができない農地については、農地中間管理機構を通じて担					
	い手へ貸し付ける。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	■物金哺元」区域のため、境時点では快削しない。 					
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	既存の担い手に農地を集積・集約し、地域の農地を守りながら若手の担い手の確保及び育成を進めていく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者等への委託を検討する。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	①有害鳥獣被害が拡大しないよう防護柵の維持管理を適正に行う。					
	⑪地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、適格化推進委員等の地域					
	代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。					